

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.69

みなさんにとって身近な税金、自動車税種別割に関してのお話です。

5月は自動車税種別割の納期です

今年の自動車税種別割の納税通知書は5月1日(月)に発送します。お手元に届きましたら、**5月31日(水)まで**にお近くの金融機関やキャッシュレス納税にてご納付ください。

Q1 誰が払うの？

- 4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。
- 年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q2 キャッシュレスで納付できますか？

- スマートフォン決済アプリやクレジットカード納付などキャッシュレス納税ができます。詳しくは東京都主税局ホームページをご確認ください。

※スマートフォン決済アプリ等で納付した場合、車検を更新できる（納付確認できる）状態になるまで約1週間程度かかります。余裕をもって納付ください。

Q3 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

- 年度の途中で廃車にした場合は、月割計算で減額となります。既に税金を納付していただいている場合は還付されます。
- 廃車手続きを忘れると、翌年度も課税されてしまいますので、ご注意ください。

Q4 減免制度はありますか？

- 障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。
- 減免を受けられる場合は手続きが必要です。詳しくは東京都主税局ホームページをご確認ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ又は以下へお問い合わせください。

○東京都自動車税コールセンター

Tel03-3525-4066 平日9時～17時【土日・休日、年末年始を除く】

○大島支庁総務課税務担当 ※5月8日より仮設庁舎から支庁庁舎に移転します。

Tel04992-2-4423（直通）（令和5年5月8日より、こちらにお問い合わせください。）

Tel04992-2-4411（代表）（令和5年5月2日までは、こちらにお問い合わせください。）

いずれも平日8時30分～17時15分【土日・休日、年末年始を除く】

※**軽自動車税**種別割については、町村役場へお問い合わせください。